

事 務 連 絡

令和元年6月14日

事 業 主 様

事務担当者 様

神戸機械金属健康保険組合

退職または婚姻により被扶養者を認定する場合の認定日について

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現行事務処理におきまして、被扶養者認定の際の認定日は、新規取得時に伴う認定、新生児の認定、定年再雇用の際の継続認定を除き、受付日を認定日とさせていただきます。

令和元年7月1日より、退職または婚姻により被扶養者を認定する場合の認定日を、受付日より遡って、退職日の翌日（資格喪失日）または婚姻日へ変更いたします。

その際、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

- ・ 退職による認定の場合は、資格喪失証明書等、退職日のわかる書類を必ず添付してください。
- ・ 結婚による認定の場合は、被扶養者（変更）届の「被扶養者になった日」欄に婚姻日を必ず記入してください。

書類の添付がない場合、「被扶養者になった日」欄に記入がない場合は、従来通り、受付日が認定日となりますので、ご承知おきください。

つきましては、従業員の方々へご周知くださいますようお願いいたします。